

国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十五号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、令和六年三月一日から適用する。

令和六年二月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

(保険料の前納期間)

第一条 国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

- 一 前納をしようとする日の属する月(当該月の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下「前納する月」という。)から令和七年三月までの期間の全ての保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。)第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の一保険料」という。)、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「半額保険料」という。))及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の三保険料」という。))並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料(以下「付加保険料」という。))を除く。以下同じ。)及び付加保険料を前納しようとする被保険者(前納する月(令和六年三月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。))から令和七年三月まで
- 二 前納する月から令和八年三月までの期間の全ての保険料及び付加保険料を前納しようとする被保険者(前納する月(令和六年四月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。))から令和八年三月まで

三 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、前

改正前

(保険料の前納期間)

第一条 国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次のとおりとする。

- 一 保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。)第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の一保険料」という。))、法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「半額保険料」という。))及び法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料(以下「四分の三保険料」という。))並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料(以下「付加保険料」という。))を除く。以下同じ。)及び付加保険料を前納しようとする日の属する月(当該月の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。)から令和六年三月までの期間

二 保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から令和七年三月までの期間(令和五年三月に前納する場合を除き、前号に定める期間を除く。)

三 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和五

二号のいずれかに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは除く。）前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十九年四月二日から 昭和三十九年五月一日まで	令和六年三月
昭和三十九年五月二日から 昭和三十九年六月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年四月までのいずれかの月に限る。）から令和六年四月まで
昭和三十九年六月二日から 昭和三十九年七月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年五月までのいずれかの月に限る。）から令和六年五月まで
昭和三十九年七月二日から 昭和三十九年八月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで
昭和三十九年八月二日から 昭和三十九年九月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年七月までのいずれかの月に限る。）から令和六年七月まで
昭和三十九年九月二日から 昭和三十九年十月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年八月までのいずれかの月に限る。）から令和六年八月まで
昭和三十九年十月二日から 昭和三十九年十一月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年九月までのいずれかの月に限る。）から令和六年九月まで

年六月までの期間

昭和三十九年十一月二日から昭和三十九年十二月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十月まで
昭和三十九年十二月二日から昭和四十年一月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十一月まで
昭和四十年一月二日から昭和四十年二月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十二月まで
昭和四十年二月二日から昭和四十年三月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和七年一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年一月まで
昭和四十年三月二日から昭和四十年四月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和七年二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年二月まで
昭和四十年四月二日から昭和四十年五月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。）から令和七年三月まで
昭和四十年五月二日から昭和四十年六月一日まで	前納する月（令和六年四月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
昭和四十年六月二日から昭和四十年七月一日まで	前納する月（令和六年四月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで

昭和四十一年二月二日から	昭和四十一年一月二日から 昭和四十一年二月一日まで	昭和四十一年一月一日まで	昭和四十年十二月二日から 昭和四十一年一月一日まで	昭和四十年十一月二日から 昭和四十年十二月一日まで	昭和四十年十一月一日まで	昭和四十年九月二日から 昭和四十年十月一日まで	昭和四十年八月二日から 昭和四十年九月一日まで	昭和四十年七月二日から 昭和四十年八月一日まで	昭和四十年七月二日から 昭和四十年八月一日まで
前納する月（令和六年四月か 七年十二月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年十二月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年十一月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年十一月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年十一月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年十月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年十月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年九月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年九月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年八月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年八月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年七月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年七月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年七月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年七月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年六月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年六月まで	前納する月（令和六年四月か 令和七年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年五月まで

四

昭和四十一年三月一日まで	昭和四十一年一月までのいずれかの月に限る。) から令和八年一月まで
昭和四十一年三月二日から昭和四十一年四月一日まで	前納する月(令和六年四月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。) から令和八年二月まで
被保険者の生年月日	期間
昭和三十四年四月二日から昭和三十四年五月一日まで	令和六年三月
昭和三十四年五月二日から昭和三十四年六月一日まで	前納する月(令和六年三月から令和六年四月までのいずれかの月に限る。) から令和六年四月まで
昭和三十四年六月二日から昭和三十四年七月一日まで	前納する月(令和六年三月から令和六年五月までのいずれかの月に限る。) から令和六年五月まで
昭和三十四年七月二日から昭和三十四年八月一日まで	前納する月(令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。) から令和六年六月まで
昭和三十四年八月二日から昭和三十四年九月一日まで	前納する月(令和六年三月から令和六年七月までのいずれかの月に限る。) から令和六年七月まで

四

四 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和六年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)

昭和三十四年九月二日から 昭和三十四年十月一日まで	昭和三十四年十月二日から 昭和三十四年十一月一日まで	昭和三十四年十一月二日から 昭和三十四年十二月一日まで	昭和三十四年十二月二日から 昭和三十五年一月一日まで	昭和三十五年一月二日から 昭和三十五年二月一日まで	昭和三十五年二月二日から 昭和三十五年三月一日まで	昭和三十五年三月二日から 昭和三十五年四月一日まで	昭和三十五年四月二日から 昭和三十五年五月一日まで
前納する月（令和六年三月か ら令和六年八月までのい ずれかの月に限る。）から令和六 年八月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年九月までのい ずれかの月に限る。）から令和六 年九月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年十月までのい ずれかの月に限る。）から令和六 年十月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年十一月までのい ずれかの月に限る。）から令和 六年十一月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年十二月までのい ずれかの月に限る。）から令和 六年十二月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和七年一月までのい ずれかの月に限る。）から令和七 年一月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和七年二月までのい ずれかの月に限る。）から令和七 年二月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和七年三月までのい ずれかの月に限る。）から令和七

昭和三十三年五月二日から 昭和三十三年六月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年四月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年四月まで
昭和三十五年六月二日から 昭和三十五年七月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年五月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年五月まで
昭和三十五年七月二日から 昭和三十五年八月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年六月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年六月まで
昭和三十五年八月二日から 昭和三十五年九月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年七月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年七月まで
昭和三十五年九月二日から 昭和三十五年十月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年八月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年八月まで
昭和三十五年十月二日から 昭和三十五年十一月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年九月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年九月まで
昭和三十五年十一月二日から 昭和三十五年十二月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年十月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年十月まで
昭和三十五年十二月二日から 昭和三十六年一月一日まで	前納する月（令和六年四月か ら令和七年十一月までのい ずれかの月に限る。）から 令和七年十一月まで



昭和三十六年一月二日から 昭和三十六年二月一日まで	昭和三十六年二月二日から 昭和三十六年三月一日まで	昭和三十六年三月二日から 昭和三十六年四月一日まで	昭和三十六年四月二日から 昭和三十六年五月一日まで	昭和三十六年五月二日から 昭和三十六年六月一日まで
前納する月（令和六年四月か ら令和七年十二月までのい ずれかの月に限る。）から令 和七年十一月まで	前納する月（令和六年四月か ら令和八年一月までのい ずれかの月に限る。）から令 和八年一月まで	前納する月（令和六年四月か ら令和八年二月までのい ずれかの月に限る。）から令 和八年二月まで	前納する月（令和六年四月か ら令和六年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年五月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年五月まで
五 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第四号の規定に該当するに至る被保険者 第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月（同項第四号の規定に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間				
資格喪失予定年月		期間		
令和六年四月	令和六年五月	令和六年三月	令和六年四月	令和六年五月
前納する月（令和六年三月か ら令和六年四月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年四月まで	前納する月（令和六年四月か ら令和六年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年五月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年五月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年五月まで	前納する月（令和六年三月か ら令和六年五月までのい ずれかの月に限る。）から令 和六年五月まで

五 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和五年六月までの期間

令和六年七月	前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで
令和六年八月	前納する月（令和六年三月から令和六年七月までのいずれかの月に限る。）から令和六年七月まで
令和六年九月	前納する月（令和六年三月から令和六年八月までのいずれかの月に限る。）から令和六年八月まで
令和六年十月	前納する月（令和六年三月から令和六年九月までのいずれかの月に限る。）から令和六年九月まで
令和六年十一月	前納する月（令和六年三月から令和六年十月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十月まで
令和六年十二月	前納する月（令和六年三月から令和六年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十一月まで
令和七年一月	前納する月（令和六年三月から令和六年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十二月まで
令和七年二月	前納する月（令和六年三月から令和七年一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年二月まで

令和七年三月	前納する月（令和六年三月から令和七年二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年二月まで
令和七年四月	前納する月（令和六年三月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。）から令和七年三月まで
令和七年五月	前納する月（令和六年四月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで
令和七年六月	前納する月（令和六年四月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで
令和七年七月	前納する月（令和六年四月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで
令和七年八月	前納する月（令和六年四月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで
令和七年九月	前納する月（令和六年四月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで
令和七年十月	前納する月（令和六年四月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで

		かの月に限る。) から令和七年九月まで
令和七年十一月		前納する月(令和六年四月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。) から令和七年十月まで
令和七年十二月		前納する月(令和六年四月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。) から令和七年十一月まで
令和八年一月		前納する月(令和六年四月から令和七年十二月までのいずれかの月に限る。) から令和七年十二月まで
令和八年二月		前納する月(令和六年四月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。) から令和八年一月まで
令和八年三月		前納する月(令和六年四月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。) から令和八年二月まで

六 保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第六十一条第六項第三号又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。) 附則第二十三条第六項第三号の規定に該当するに至る被保険者(第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資格喪失予定年月(平成六年改正法附則第十一条第六項第三号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号の規定

六 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和六年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)

に該当するに至る日の属する月の前月をいう。以下この号において同じ。）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

資格喪失予定年月	期間
令和六年四月	令和六年三月
令和六年五月	前納する月（令和六年三月から令和六年四月までのいずれかの月に限る。）から令和六年四月まで
令和六年六月	前納する月（令和六年三月から令和六年五月までのいずれかの月に限る。）から令和六年五月まで
令和六年七月	前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで
令和六年八月	前納する月（令和六年三月から令和六年七月までのいずれかの月に限る。）から令和六年七月まで
令和六年九月	前納する月（令和六年三月から令和六年八月までのいずれかの月に限る。）から令和六年八月まで
令和六年十月	前納する月（令和六年三月から令和六年九月までのいずれかの月に限る。）から令和六年九月まで
令和六年十一月	前納する月（令和六年三月から令和六年十月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十月まで

令和七年七月	令和七年六月	令和七年五月	令和七年四月	令和七年三月	令和七年二月	令和七年一月	令和六年十二月
前納する月（令和六年四月から令和七年六月までのいずれか）から令和七年五月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年五月までのいずれか）から令和七年四月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年四月までのいずれか）から令和七年三月まで	前納する月（令和六年三月から令和七年三月までのいずれか）から令和七年二月まで	前納する月（令和六年三月から令和七年二月までのいずれか）から令和七年一月まで	前納する月（令和六年三月から令和七年一月までのいずれか）から令和六年十二月まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十二月までのいずれか）から令和六年十一月まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十一月までのいずれか）から令和六年十月まで

令和七年八月	かの月に限る。)から令和七年六月まで
令和七年九月	前納する月(令和六年四月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。)から令和七年七月まで
令和七年十月	前納する月(令和六年四月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。)から令和七年八月まで
令和七年十一月	前納する月(令和六年四月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。)から令和七年九月まで
令和七年十二月	前納する月(令和六年四月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。)から令和七年十月まで
令和八年一月	前納する月(令和六年四月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。)から令和七年十一月まで
令和八年二月	前納する月(令和六年四月から令和八年一月までのいずれかの月に限る。)から令和八年一月まで
令和八年三月	前納する月(令和六年四月から令和八年二月までのいずれかの月に限る。)から令和八年二月まで

		七 保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に平成六年改正法附則第十一条第六項第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第四号の規定に該当するに至る被保険者 第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間	
被保険者の生年月日	期間		
昭和二十九年四月二日から	令和六年三月		ら令和八年二月までのいずれかの月に限る。) から令和八年二月まで
昭和二十九年五月一日まで			
昭和二十九年五月二日から	前納する月(令和六年三月から令和六年四月までのいずれかの月に限る。) から令和六年四月まで		
昭和二十九年六月一日まで			
昭和二十九年六月二日から	前納する月(令和六年三月から令和六年五月までのいずれかの月に限る。) から令和六年五月まで		
昭和二十九年七月一日まで			
昭和二十九年七月二日から	前納する月(令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。) から令和六年六月まで		
昭和二十九年八月一日まで			
昭和二十九年八月二日から	前納する月(令和六年三月から令和六年七月までのいずれかの月に限る。) から令和六年七月まで		
昭和二十九年九月一日まで			
昭和二十九年九月二日から	前納する月(令和六年三月から令和六年八月までのいずれかの月に限る。) から令和六年八月まで		
昭和二十九年十月一日まで			

七 四分の一の保険料を前納しようとする日の属する月から令和五年六月までの期間



昭和二十九年十月二日から昭和二十九年十一月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年九月までのいずれかの月に限る。）から令和六年九月まで
昭和二十九年十一月二日から昭和二十九年十二月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十月まで
昭和二十九年十二月二日から昭和三十年一月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十一月まで
昭和三十年一月二日から昭和三十年二月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十二月まで
昭和三十年二月二日から昭和三十年三月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和七年一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年一月まで
昭和三十年三月二日から昭和三十年四月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和七年二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年二月まで
昭和三十年四月二日から昭和三十年五月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。）から令和七年三月まで
昭和三十年五月二日から昭和三十年六月一日まで	前納する月（令和六年四月から令和七年四月までのいずれかの月に限る。）から令和七年四月まで

昭和三十一年一月二日から	昭和三十年六月二日から昭和三十年七月一日まで	昭和三十年七月二日から昭和三十年八月一日まで	昭和三十年八月二日から昭和三十年九月一日まで	昭和三十年九月二日から昭和三十年十月一日まで	昭和三十年十月二日から昭和三十年十一月一日まで	昭和三十年十一月二日から昭和三十年十二月一日まで	昭和三十年十二月二日から昭和三十一年一月一日まで	昭和三十一年一月二日から
前納する月（令和六年四月から七月まで）	前納する月（令和六年四月から令和七年五月までのいずれかの月に限る。）から令和七年五月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年六月までのいずれかの月に限る。）から令和七年六月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年七月までのいずれかの月に限る。）から令和七年七月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年八月までのいずれかの月に限る。）から令和七年八月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年九月までのいずれかの月に限る。）から令和七年九月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年十月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十月まで	前納する月（令和六年四月から令和七年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年十一月まで	前納する月（令和六年四月から七月まで）

昭和三十一年二月一日まで	昭和三十一年二月一日から	昭和三十一年三月一日まで	昭和三十一年三月二日から	昭和三十一年四月一日まで	昭和三十一年三月二日から
から令和七年十二月までのいづれかの月に限る。)	から令和七年十二月まで	前納する月(令和六年四月から令和八年一月までのいづれかの月に限る。)	から令和八年一月まで	前納する月(令和六年四月から令和八年二月までのいづれかの月に限る。)	から令和八年二月まで

八 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者 第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ 保険料を前納する月から、法第八十八条の二に規定する期間(以下「産前産後免除期間」という。)が開始する月の前月までの期間

ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から、令和七年三月(第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月)までの期間

ハ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和八年三月(第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月)までの期間

九 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間を除く。)

八 四分の一の保険料を前納しようとする日の属する月から令和六年三月までの期間(前号に定める期間を除く。)

(新設)

(新設)

(新設)

九 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間を除く。)

一号及び第二号に定める期間内に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至る被保険者 第一号及び第二号の規定にかかわらず、保険料を前納する月から、当該期間が終了する月までの期間

十 前納する月から令和六年六月までの期間の全ての四分の三保険料を前納しようとする被保険者 前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで

（削る）

（削る）

（削る）

十一 前納する月から令和七年三月までの期間の全ての四分の三

一号及び第二号に定める期間内に法第九条第三号若しくは附則第五条第五項第一号若しくは第四号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十三条第六項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至るとき（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときはを除く。）は、第一号及び第二号の規定にかかわらず、保険料を前納しようとする日の属する月から、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの期間

十 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号及び第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ 保険料を前納しようとする日の属する月から、法第八十八条の二に規定する期間（以下「産前産後免除期間」という。）が開始する月の前月までの期間

ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和六年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間

ハ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和七年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間（ロに定める期間を除く。）

十一 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、

保険料を前納しようとする被保険者 前納する月（令和六年七月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。）から令和七年三月まで

十二 前納する月から令和六年六月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者 前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで

十三 前納する月から令和七年三月までの期間の全ての半額保険料を前納しようとする被保険者 前納する月（令和六年七月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。）から令和七年三月まで

（削る）

十四 前納する月から令和六年六月までの期間の全ての四分の一の保険料を前納しようとする被保険者 前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで

（削る）

（削る）

第一号及び第二号に定める期間内に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るとき（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは除く。）は、第一号及び第二号の規定にかかわらず、保険料を前納しようとする日の属する月から、当該期間が終了する月までの期間

十二 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第三号から第八号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは除く。）は、第三号から第八号までの規定にかかわらず、四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの期間

十三 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第三号、第五号又は第七号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から、産前産後免除期間が開始する月の前月までの期間

ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和五年六月（第三号、第五号又は第七号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十四 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第四号、第六号又は第八号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から、産前産後免除期間が開始する月の前月までの期間

ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和六

十五 前納する月から令和七年三月までの期間の全ての四分の一保険料を前納しようとする被保険者 前納する月（令和六年七月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。）から令和七年三月まで

十六 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号から第十五号までに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは除く。）第十号から第十五号までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間

被保険者の生年月日	期間
昭和三十九年四月二日から 昭和三十九年五月一日まで	令和六年三月
昭和三十九年五月二日から 昭和三十九年六月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年四月までのいずれかの月に限る。）から令和六年四月まで
昭和三十九年六月二日から 昭和三十九年七月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年五月までのいずれかの月に限る。）から令和六年五月まで
昭和三十九年七月二日から 昭和三十九年八月一日まで	前納する月（令和六年三月から令和六年六月までのいずれかの月に限る。）から令和六年六月まで
昭和三十九年八月二日から 昭和三十九年九月一日まで	令和六年七月

年三月（第四号、第六号又は第八号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十五 各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する令和六年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

（新設）

昭和三十九年九月二日から昭和三十九年十月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和六年八月までのいずれかの月に限る。）から令和六年八月まで
昭和三十九年十月二日から昭和三十九年十一月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和六年九月までのいずれかの月に限る。）から令和六年九月まで
昭和三十九年十一月二日から昭和三十九年十二月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和六年十月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十月まで
昭和三十九年十二月二日から昭和四十年一月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和六年十一月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十一月まで
昭和四十年一月二日から昭和四十年二月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和六年十二月までのいずれかの月に限る。）から令和六年十二月まで
昭和四十年二月二日から昭和四十年三月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和七年一月までのいずれかの月に限る。）から令和七年一月まで
昭和四十年三月二日から昭和四十年四月一日まで	前納する月（令和六年七月から令和七年二月までのいずれかの月に限る。）から令和七年二月まで

十七 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該

（新設）

各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの期間

イ 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納する月から、産前産後免除期間が開始する月の前月までの期間  
ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和六年六月（第十号、第十二号又は第十四号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十八 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しようとする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間

イ 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納する月から、産前産後免除期間が開始する月の前月までの期間  
ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和七年三月（第十一号、第十三号又は第十五号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月）までの期間

十九 各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する令和七年三月までの各月（法第九十二条の二に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付する場合に限る。）

## 2 (定額保険料の前納額)

### 第二条 (略)

2 被保険者が、前条第一号から第九号までのいずれかに掲げる期間の全ての保険料を前納する場合（第七条第二項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第四に定める額とする。  
(削る)

## (新設)

## (新設)

## 3 (定額保険料の前納額)

### 第二条 (略)

2 被保険者が、前条第一号に掲げる期間の全ての保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第四に定める額とする。

3 被保険者が、前条第一号及び第二号に掲げる期間の全ての保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第五に定める額とする



(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(四分の三保険料の前納額)

第三条 被保険者が、六月間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第五に定める額とする。

2 被保険者が、第一条第十号、第十一号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第六に定める額とする。

。

4 令和七年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の保険料を前納する場合(次項並びに第七条第二項及び第三項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第六から別表第十までに定める額とする。

5 令和七年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月から全ての期間の保険料を前納する場合(第七条第三項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第十一から別表第十五までに定める額とする。

6 令和七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を前納する場合(前項並びに第七条第三項及び第四項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第十六に定める額とする。

(四分の三保険料の前納額)

第三条 被保険者が、六月間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十七に定める額とする。

2 被保険者が、第一条第三号又は第四号に掲げる期間の全ての四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十八又は別表第十九に定める額とする。

3 令和六年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定す

(削る)

(半額保険料の前納額)

第四条 被保険者が、六月間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第七に定める額とする。

2 被保険者が、第一条第十二号、第十三号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に依りて、別表第八に定める額とする。

(削る)

(削る)

(四分の一保険料の前納額)

第五条 被保険者が、六月間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第九に定める額とする。

2 被保険者が、第一条第十四号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第九に定める額とする。

る場合を除く。)に納付すべき額は、別表第二十又は別表第二十一に定める額とする。

4 令和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月から全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十二から別表第二十七までに定める額とする。

(半額保険料の前納額)

第四条 被保険者が、六月間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十八に定める額とする。

2 被保険者が、第一条第五号又は第六号に掲げる期間の全ての半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十九又は別表第三十に定める額とする。

3 令和六年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の半額保険料を前納する場合(次項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第三十一又は別表第三十二に定める額とする。

4 令和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月から全ての期間の半額保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第三十三から別表第三十八までに定める額とする。

(四分の一保険料の前納額)

第五条 被保険者が、六月間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第三十九に定める額とする。

2 被保険者が、第一条第七号又は第八号に掲げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第四十又は

は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十に定める額とする。

(削る)

(削る)

(付加保険料の前納額)

第六条 被保険者が、二年間、一年間又は六月間の付加保険料を前納する場合(第八条第一項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第十一から別表第十三までに定める額とする。

2 被保険者が、第一条第一号から第五号まで、第八号及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合(第八条第一項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十四に定める額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

別表第四十一に定める額とする。

3| 令和六年三月までの間に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の四分の一保険料を前納する場合(次項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第四十二又は別表第四十三に定める額とする。

4| 令和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月からの全ての期間の四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第四十四から別表第四十九までに定める額とする。

(付加保険料の前納額)

第六条 被保険者が、二年間、一年間又は六月間の付加保険料を前納する場合(第八条第一項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第五十から別表第五十二までに定める額とする。

2 被保険者が、第一条第一号に掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第五十三に定める額とする。

3| 被保険者が、第一条第一号及び第二号に掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第五十四に定める額とする。

4| 令和七年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第五項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合(次項並びに第八条第二項及び第三項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第五十五から別表第五十七までに定める額とする。

5| 令和七年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに

(削る)

(口座振替による定額保険料の前納額)

第七条 被保険者が、二年間、一年間又は六月間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第十五から別表第十七までに定める額とする。

2 被保険者が、第一条第一号から第七号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十八に定める額とする。

(削る)

(削る)

至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月からの全ての期間の付加保険料を前納する場合(第八条第三項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第五十八から別表第六十二までに定める額とする。

6 令和七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合(前項並びに第八条第三項及び第四項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第六十三に定める額とする。

(口座振替による定額保険料の前納額)

第七条 被保険者が、二年間、一年間又は六月間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第六十四から別表第六十六までに定める額とする。

2 令和七年三月までの間に法第九条第三号若しくは附則第五条第五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合(次項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第六十七から別表第七十一までに定める額とする。

3 令和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月からの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第七十二から別表第七十四までに定める額とする。

4 令和七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合(前項に規定

3| 被保険者が、各月の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第十九に定める額とする。

(口座振替による付加保険料の前納額)

第八条 被保険者が、二年間、一年間又は六月間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第二十から別表第二十二までに定める額とする。

2 被保険者が、第一条第一号から第五号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、当該各号に掲げる期間の始期及び終期に応じて、別表第二十三に定める額とする。

(削る)

(削る)

3| 被保険者が、各月の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第二十四に定める額とする。

する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第七十五に定める額とする。

5| 被保険者が、各月の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第七十六に定める額とする。

(口座振替による付加保険料の前納額)

第八条 被保険者が、二年間、一年間又は六月間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第七十七から別表第七十九までに定める額とする。

2 令和七年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第五項第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合(次項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第八十から別表第八十二までに定める額とする。

3| 令和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全ての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月から全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第八十三から別表第八十五までに定める額とする。

4| 令和七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合(前項に規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第八十六に定める額とする。

5| 被保険者が、各月の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第八十七に定める額とする。

別表第一から別表第二十四までを次のように改める。



別表第一(第二条第一項関係)〔2年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	398,590円

別表第二(第二条第一項関係)〔1年間の保険料を前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	200,140円

別表第三(第二条第一項関係)〔6月間の保険料を前納する場合〕

前納する月	令和6年4月から令和6年10月までの月
前納額	101,050円

別表第四(第二条第二項関係)(第一条第一号から第九号までのいずれかに掲げる期間の全ての保険料を前納する場合)

期間の終期			令和6年												令和7年												令和8年						
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
令和6年	3月	円	16,520	33,440	50,310	67,130	83,890	100,590	117,240	133,840	150,380	166,870	183,300	199,680	216,010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4月	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,330	183,760	200,140	216,980	233,760	250,490	267,160	283,780	300,340	316,850	333,310	349,710	366,060	382,350	398,590	—	—	—	—	—	—	
	5月	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,330	183,760	200,650	217,490	234,270	251,000	267,670	284,290	300,850	317,360	333,820	350,220	366,570	382,860	—	—	—	—	—	—	—
	6月	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,330	184,280	201,170	218,000	234,790	251,510	268,180	284,800	301,370	317,880	334,330	350,730	367,080	—	—	—	—	—	—	—
	7月	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,840	184,790	201,680	218,520	235,300	252,030	268,700	285,320	301,880	318,390	334,850	351,250	—	—	—	—	—	—	—
	8月	—	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	151,360	168,360	185,310	202,200	219,030	235,820	252,540	269,220	285,830	302,400	318,910	335,360	—	—	—	—	—	—	—
	9月	—	—	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,820	151,870	168,880	185,820	202,720	219,550	236,330	253,060	269,730	286,350	302,910	319,420	—	—	—	—	—	—	—
	10月	—	—	—	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	118,220	135,340	152,390	169,400	186,340	203,240	220,070	236,850	253,580	270,250	286,870	303,430	—	—	—	—	—	—	—
	11月	—	—	—	—	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,570	118,740	135,860	152,920	169,920	186,870	203,760	220,590	237,380	254,100	270,770	287,390	—	—	—	—	—	—	—
	12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	67,590	84,870	102,100	119,270	136,380	153,440	170,440	187,390	204,280	221,120	237,900	254,630	271,300	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,980	33,900	50,770	68,110	85,400	102,620	119,790	136,910	153,960	170,970	187,910	204,800	221,640	238,420	255,150	—	—	—	—	—	—	—
		2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,980	33,900	51,300	68,640	85,920	103,150	120,320	137,430	154,490	171,490	188,440	205,330	222,170	238,950	—	—	—	—	—	—	—
3月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,980	34,430	51,830	69,170	86,450	103,680	120,850	137,960	155,020	172,020	188,970	205,860	222,700	—	—	—	—	—	—	—	
4月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	172,550	189,500	206,390	—	—	—	—	—	—	—	
5月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	172,550	189,500	—	—	—	—	—	—	—	
6月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	172,550	—	—	—	—	—	—	—	
7月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	—	—	—	—	—	—	—	
8月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	—	—	—	—	—	—	—	
9月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	—	—	—	—	—	—	—	
10月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	—	—	—	—	—	—	—	
11月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	—	—	—	—	—	—	—	
12月		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	69,700	—	—	—	—	—	—	—	
令和8年	1月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	52,360	—	—	—	—		
	2月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	34,960	—	—	—	—		
	3月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,510	—	—	—	—		









別表第十一(第六条第一項関係)〔2年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	9,250円

別表第十二(第六条第一項関係)〔1年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	4,710円

別表第十三(第六条第一項関係)〔6月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和6年4月から令和6年10月までの月
前納額	2,380円



別表第十五(第七条第一項関係)〔2年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	397,290円

別表第十六(第七条第一項関係)〔1年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	199,490円

別表第十七(第七条第一項関係)〔6月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月及び令和6年10月
前納額	100,720円



別表第十九(第七条第三項関係)〔各月の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月から令和7年3月までの各月
前納額	16,920円

別表第二十(第八条第一項関係)〔2年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	9,220円

別表第二十一(第八条第一項関係)〔1年間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月
前納額	4,700円

別表第二十二(第八条第一項関係)〔6月間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月及び令和6年10月
前納額	2,370円





別表第二十四(第八条第三項関係)〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	令和6年4月から令和7年3月までの各月
前納額	400円

別表第二十五から別表第八十七までを削る。